

平成 25 年 10 月 9 日

総務省情報流通行政局

放送技術課 御中

郵便番号 105-7317
(ふりがな) 住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) 氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) 住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) 氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) 住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) 氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「V-Low マルチメディア放送の放送設備に係る安全・信頼性に関する技術的条件(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

| 該当箇所 | 意見 |
|---|--|
| <p>(P2)</p> <p>図2-1 V-Low マルチメディア放送の周波数利用イメージ</p> | <p>(要旨)</p> <p>V-Low 帯(90～108MHz)は、SFNで本来のマルチメディアに対応した用途で利用すべきである</p> <p>(1)マルチメディア放送のチャンネルは2チャンネルではなく将来のHD(4K・8K)放送に対応出来るよう1チャンネルとするべきである</p> <p>(2)V-Low 帯(90～108MHz)は、90～99MHzを放送局用途での利用を見直し、当初通りすべてマルチメディア放送用途に利用すべきである</p> <p>(3)V-Low マルチメディア放送システムにおいて新たにITSシステムも利用可能とする通信と放送が融合したサービスに対応した制度改正を行うべきである</p> <p>(本文)</p> <p>V-Low 帯(90～108MHz)は、周波数有効利用及び国庫収入の確保の観点から、放送と通信が融合したマルチメディアに対応出来る将来を見通した制度を整備した上で、利用するべきであると考えており、以下の3項目を要望致します。</p> <p>(1)マルチメディア放送のチャンネルは2チャンネルではなく将来のHD(4K・8K)放送に対応出来るよう1チャンネルとするべきである</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送は、本来通信と放送の融合を目的とした新しいサービスで通信機能を備えるべきであり、また4K・8K等高精細な放送方式やオンデマンド配信等将来の新しい広帯域サービスの導入を見込んで周波数割当てを行うべきであると考えます。</p> <p>現在V-Lowマルチメディア放送の周波数割当ては9MHzを地域別にA、Bの2チャンネルとされ、それぞれ約4.5MHz幅となっています。しかし、スーパーハイビジョンの実用実験では8Kが12MHz幅で伝送可能であり、V-Low帯はSFN(同一周波数ネットワーク)を使用するため地域でチャンネルを分ける必要はないことから、将来の広帯域サービス及び周波数有効利用のためV-Low</p> |

帯(90～108MHz)は当初通りすべてマルチメディア放送用途に利用すべきであると考えます。

(2)V-Low 帯(90～108MHz)は、90～99MHz を放送局用途での利用を見直し、当初通りすべてマルチメディア放送用途に利用すべきである

90～95MHzは、中波放送の難聴対策・津波等の災害への対策に係る FM 方式の中継局及びコミュニティ放送局に割当て、95～99MHz をガードバンドとする予定ですが、災害用であれば NHK1社が対応すれば十分であり、難聴対策はインターネットラジオにより解消可能であることを踏まえ、90～99MHz を放送局用途での利用を見直し、当初通りすべてマルチメディア放送用途に利用すべきであると考えます。この対策のために、本来マルチメディア放送用途で使用するべき周波数に FM の中継局及びコミュニティ放送を利用した場合、5MHz 幅を利用するために 4MHz 幅のガードバンドが必要となり、貴重な周波数が利用できないだけでなく、現在の電波利用料で換算すると約 4 億円の収入減となります。

(3)V-Low マルチメディア放送システムにおいて新たに ITS システムも利用可能とする通信と放送が融合したサービスに対応した制度改正を行うべきである

V-Low 帯を他の用途に使用する余裕があるのであれば、V-Low マルチメディア放送システムにおいて新たに ITS システムも利用可能とする通信と放送が融合したサービスに対応した制度改正を行うべきであると考えます。この際、700MHz 帯 ITS 用途の周波数は移動通信用周波数に開放するべきであると考えます。

V-Low マルチメディア放送は、ドライバー向け情報で、端末は車載機が見込まれており、V-Low マルチメディア放送についてまとめた総務省報告書においてもサービス用途に ITS が含まれています。V-Low マルチメディア放送及び ITS は同じ車載利用であり、アンテナが長くても問題とならないため、これらのシステムは V-Low 帯での利用が望ましいと考えます。従って、現在 ITS が割当てられている 700MHz 帯周波数(ガードバンドを含めて 748～773MHz)は、移動通信用の国際標準バンド(3GPP・Band44)で

| | |
|--|--|
| | <p>あるのに対し、700MHz 帯 ITS は日本のみの割当てとなっており、700MHz 帯 ITS の海外展開は見込みがないと考えられることから、700MHz 帯 ITS 用途の周波数は、周波数が逼迫する移動通信用周波数に開放するべきであると考えます。</p> |
|--|--|

以上